



ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方 第一次答申（案） 概要

令和 8 年 6 月 30 日
情報通信審議会
電気通信事業政策部会

検討の経緯

- 令和7(2025)年10月、情報通信審議会 電気通信事業政策部会において以下の内容を諮問（諮問第1244号）。諮問を受けて、同月から、**下記事項 1 及び 2 については接続政策委員会において、3 については接続料の算定等に関するワーキンググループ（WG）を設置**して主に同WGにおいて検討。今般、同委員会からの報告を受け、第一次答申（案）を取りまとめ。

1 IP化やメタル縮退を踏まえた音声伝送役務に係る接続ルールの在り方

- (1) IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラフィックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方
 - 音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討 等
- (2) IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方
 - 接続料算定における長期増分費用（LRIC）方式の適用見直し 等
- (3) メタル縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方

2 仮想化・クラウド化の進展を踏まえたネットワーク開放ルールの在り方

- (1) コア機能の外部事業者によるSaaS提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方
- (2) 5G（SA方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

3 現在の市場環境の変化を踏まえた競争ルールの在り方

- (1) 加入光ファイバ接続料の算定方法
- (2) 卸電気通信役務の適正性(光サービス卸の検証)
- (3) モバイル接続料の検証
- (4) モバイル接続料における費用配賦見直しに係る追加検証
- (5) 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証
- (6) 長期増分費用（LRIC）モデルの入力値の見直し等

検討体制

情報通信審議会

電気通信事業政策部会

接続政策委員会

接続料の算定等に関するWG

◆接続政策委員会 構成員

主査	相田 仁	東京大学 特命教授
主査代理	山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授
	荒牧 知子	公認会計士
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
	武田 史子	慶応義塾大学 大学院 経営管理研究科 教授
	内藤 周子	弘前大学 人文社会科学部 准教授
	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
	西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 常務理事
	橋本 悟	青森公立大学 経営経済学部 経済学科 教授

◆接続料の算定等に関するWG 構成員

主査	相田 仁	(同上)
主査代理	関口 博正	(同上)
	高橋 賢	(同上)
	橋本 悟	(同上)

検討スケジュール（主な検討事項）

	令和7（2025）年度						令和8（2026）年度				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以降	
電気通信事業 政策部会											
接続政策 委員会	第74回 ・論点提示 ・WG設置決定	第75回	第76回	第77回	第78回 ・ビル&キープ原則化 LRIC適用見直し ヒアリングまとめ・追加質問	第79回	第80回	第81回	第82回 ・ビル&キープ原則化 LRIC適用見直し 今後の進め方 ・電柱等・土木設備費用配賦 フォローアップ項目案	第83回 ・一次報告書案 意見募集に 対する考え方	
接続料の 算定等 に関するWG	第1回 第2回 ・LRIC入力値 見直し		第3回 ・加入光ファイバ接続料 対処方針	第4回	第5回	第6回 ・光サービス卸 論点整理 ・モバイル費用配賦 追加検証結果	第7回 ・モバイルスタックテスト 考え方				

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方

現状と課題

- ✓ 固定電話網のIP網への移行完了や音声トラヒックの減少傾向等を踏まえると、音声伝送役務に係る既存の接続ルールを抜本的に見直すことにより、事業者・行政双方における規制対応コストの最小化を図ることが望ましい。
- ✓ この点、接続料を互いに支払わないビル&キープ方式については、接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書（令和5(2023)年9月）を踏まえ、その部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が他事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を実施（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第14号、令和6(2024)年3月7日公布・施行））。
- ✓ ビル&キープ方式の原則化については、同報告書において、その検討に当たっては、固定電話網のIP網への移行後における音声通信に係る市場の在り方を踏まえつつ、情報通信審議会に諮問し、次の点を中心に議論を進めていくことが適当とされた。
 - 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘についてどのように考えるか。
 - ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。
 - 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。
 - 対象とするべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。
 - 利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。
 - 仮に原則化を行う場合の我が国の接続制度の中での位置付けについてどのように考えるか。
 - 仮に原則化を行う場合、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。
- ✓ 今般、事業者等からのヒアリングも踏まえ、以下の点について検討を行った。
 - ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備以後の音声サービスの現状
 - 同報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
 - その他検討すべき事項があるか。

取組の方向性

- 委員会における議論を踏まえた、今後の進め方は次ページのとおりに。また、今後の進め方については、総論としては多くの事業者等から賛同が得られた一方、今後検討すべき課題のうち、構造的に片務的となる呼の扱い、円滑な移行の促進及び原則化の適用時期については様々な意見が示された。今後は、今後の進め方及びそれに対する意見を踏まえ、検討を進めることが適当。

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方

今後の進め方

一部の事業者から、音声通話市場における規制対応コスト・運用コストの削減に向けてビル&キープ方式の原則化が希望されている。固定電話のIP網への移行や音声通話市場の縮退を踏まえれば、ビル&キープ方式の原則化により、事業者・行政ともに音声通話に係るコストを最小化することは、将来に向けた対応として望ましいものと考えられる。

事業者の事業環境の観点からも、ビル&キープ方式の原則化は、着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行することで、サービス設計の柔軟性向上や新規参入の促進が期待されることから、望ましいものと考えられる。

また、複数の事業者から、音声接続について、非指定事業者の設定する接続料が高止まりする恐れ、事業者間では接続料の妥当性判断が困難、高止まりした接続料によりトラヒック・ポンピングが発生、といった事業者間協議で解決し得ない課題が存在するとの指摘がある。こういった課題への対応としても、ビル&キープ方式の原則化は有効と考えられる。

この点、事業者及び行政における音声通話に係る規制対応コスト・運用コスト、柔軟な事業環境、音声接続における課題等の観点から、現行制度、ビル&キープ方式の原則化及び接続料単価の統一化を比較した結果は別紙のとおりであり、今後は、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当である。

① 構造的に片務的となる呼の扱い

規制・運用コスト最小化の観点からは、ビル&キープ方式は全ての事業者一律に導入し、呼種に関わらず接続料の算定・精算を行わないこととすることが望ましいが、構造的に片務的となる呼※については、ビル&キープ方式の対象とした場合、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できない。このため、構造的に片務的となる呼※については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当である。一部の事業者からは、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式の導入が提案されており、今後、全事業者で統一的方法を策定する必要があると考えられるため、引き続き検討していくことが必要である。

※構造的に片務的となる呼としては、付加的役務電話番号（0A00）、事業者識別番号（00XY）、付加的役務識別番号（1XY）及び緊急通報番号（110/118/119）に係る通話並びに国際通話が想定される。

② 円滑な移行の促進

双務的な一般呼においても事業者間の発着信トラヒックバランスに偏りがあることから、ビル&キープ方式を導入した場合、事業者の収益構造に影響を与える可能性があるとの指摘がある。しかし、これは現在の事業者間精算の仕組みを前提としたこれまでの競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル&キープ方式の対象外とはせず、ビル&キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設け、事業者のみならず利用者に対しても制度変更について十分な周知を行うとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することで、事業者のビル&キープ方式への円滑な移行を促進することが適当である。

③ 原則化の適用時期

ビル&キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処として、上述の移行期間や事業者がPSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当である。その際には、その必要性も含め、激変緩和措置についても具体的な検討を行うことが適当である。

④ 検討の進め方等

接続政策委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル&キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて、総務省も関与する形で事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当である。

⑤ 法制面の措置に向けた検討

現在、電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対して、固定電話の接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた水準となるよう、総務省令で定める方法による算定を求めており、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対して、携帯電話の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた水準を超えないように求めている一方、非指定事業者は自網の接続料を任意に設定することが可能となっており、事業者間協議を通して決定することが基本となっている。ビル&キープ方式の原則化にあたっては、指定事業者のみならず非指定事業者を含め、全ての事業者一律に同方式が適用されることが必要となることから、公正な競争の促進や電気通信業務の円滑な提供の確保といった電気通信事業法の目的を踏まえ、電気通信事業法をはじめとする関係法令の改正、各種ガイドラインの改定等、ビル&キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことが適当である。

なお、ビル&キープ方式の原則化後に、モバイル接続料における音声/データの費用配賦の簡素化を行うかどうか及びビル&キープ方式の導入によるMVNOの影響等については引き続き検討・確認していくことが適当である。

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方

今後の進め方（別紙）

	現行制度	接続料単価の統一化 (指定事業者接続料を基に統一)	接続料単価の統一化 (Pure LRIC方式)	ビル&キープ方式 (構造的に片務的な呼を除く)	ビル&キープ方式 (全ての呼を対象)
制度運用に係るコスト負担の軽減	× 各種接続料制度の運用に係る行政の負担あり、当該制度に基づき接続料を算定する指定事業者の負担大	△ 統一接続料算定に係る行政・事業者の負担は現行制度と同じ	△ Pure LRICモデルの構築等に係る行政・事業者の負担大	○ 基本的に制度運用に係る負担は解消（構造的に片務的な呼は、簡易な精算方法により負担軽減）	◎ 制度運用に係る負担は解消
事業者間協議に係るコスト負担の軽減	協議×、精算× 接続料の設定に関する協議・精算に係る事業者の負担大、紛争となった場合には行政の負担あり	協議○、精算× 接続料の設定に関する協議に係る事業者の負担は解消されるが、精算に係る負担は存続	協議○、精算× 接続料の設定に関する協議に係る事業者の負担は解消されるが、精算に係る負担は存続	協議○、精算△ 基本的に協議・精算に係る負担は解消（構造的に片務的な呼は、簡易な精算方法により負担軽減）	協議○、精算○ 協議・精算に係る負担は解消
柔軟な事業環境 (利用者料金等)	× 他社網コストの影響を考慮する必要があり、利用者料金の設定などサービス設計の柔軟性を阻害	△ 接続料単価の統一化により利用者料金等の設定等に係る他社網のコスト影響の予見可能性が向上 ※ただし、トラヒック量による影響は存続	△ 接続料単価の統一化により利用者料金等の設定等に係る他社網のコスト影響の予見可能性が向上 ※ただし、トラヒック量による影響は存続	○ 基本的に自社網コストのみを考慮すれば足りるため、サービス設計の柔軟性向上や新規参入の促進が期待される（構造的に片務的な呼は、統一の精算方法によりコスト影響の予見可能性が向上）	△ 自社網コストのみを考慮すれば足りるため、サービス設計の柔軟性向上や新規参入の促進が期待される 他方、構造的に片務的な呼について、サービス提供事業者によるフリーライドが発生
指定事業者による市場支配力の濫用への対応	○ 各種接続料制度により指定事業者の接続料が適正原価+適正利潤を超えないことを担保し、市場支配力の濫用を防止	○ 接続料単価の統一化により指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止	○ 接続料単価の統一化により指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止	○ 接続料を不要とすることにより指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止 (構造的に片務的な呼は統一の精算方法による)	○ 接続料を不要とすることにより指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止
非指定事業者による接続料高止まりのおそれへの対応	× 非指定事業者の接続料については、妥当性判断が困難であり、高止まりするおそれ	× 接続料単価は統一化されるが、非指定事業者の接続料の妥当性の検証が困難。実際のコストより高止まりするおそれ	○ Pure LRIC方式による接続料単価の統一化により非指定事業者による接続料高止まりのおそれは解消	○ 非指定事業者による接続料高止まりのおそれは解消 (構造的に片務的な呼は統一の精算方法による)	○ 非指定事業者による接続料高止まりのおそれは解消
トラヒック・ボンピングのおそれへの対応	× 高止まりした接続料によるトラヒック・ボンピングのインセンティブが存続	× 実際のコストより高止まりした接続料によるトラヒック・ボンピングのインセンティブが存続	△ Pure LRIC方式による接続料低廉化によりインセンティブの低下が期待されるが、トラヒック量を増加させ接続料収入を増加させるおそれは存続	○ 基本的にトラヒック・ボンピングのおそれは解消 (構造的に片務的な呼は、簡易な精算方法によりインセンティブの低下が期待される)	◎ トラヒック・ボンピングのおそれは解消
事業者の現在の収益構造への影響	○ 着信コストを接続料で回収する現行のビジネスモデルを継続	○ 基本的に多くの事業者は、着信コストを接続料で回収する現行のビジネスモデルを継続	△ Pure LRIC方式による接続料の低廉化により、着信接続料収入に依存した事業者は相当の収入減が想定され、ビジネスモデルの見直しが必要	△ 基本的に着信接続料収入が無くなるため、着信接続料収入に依存した事業者は相当の収入減が想定され、ビジネスモデルの見直しが必要	× 着信接続料収入が無くなるため、着信接続料収入に依存した事業者は大幅な収入減が想定され、ビジネスモデルの見直しが必要。また、構造的に片務的な呼について、発信・着信事業者は一方向的な収入減となる

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方

現状と課題

- ✓ 令和6(2024)年12月に公衆交換電話網(PSTN)からIP網への移行が完了し、メタル回線設備は2035年頃に維持限界を迎える等、メタルIP電話に係るネットワーク環境は大きく変化している。
- ✓ メタルIP電話の接続料については、令和3(2021)年答申^{※1}において、メタルIP電話固有設備(メタル収容装置等)に係る接続料原価は、長期増分費用(LRIC)方式で算定することが適当とされ、同答申等に基づき、令和7(2025)年1月から令和10(2028)年3月までは、メタルIP電話固有設備は、LRIC方式で接続料原価を算定することとされている。(次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料については、実際費用方式により算定することとされている。)
- ✓ IP網へ移行後(令和7(2025)年1月以降)は、組合せ適用接続機能に係る接続料を設定し、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話ごとの設備に係る費用を相互接続トラフィックにおける割合に基づいて加重平均することにより、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料として算定している。
- ✓ LRIC方式は、電気通信事業法上、「高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる」機能の接続料算定に用いることとされているが、令和7(2025)年答申^{※2}において、メタル回線設備は2035年頃に縮退見込みであり、LRIC方式を接続料算定に用いること的前提が実態と乖離しつつあること等も考慮し、メタル固定電話の接続ルールの在り方について検討することが適当とされた。
- ✓ 今般、事業者等からのヒアリングも踏まえ、以下の点について検討を行った。
 - メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。
 - LRIC方式廃止後の接続料の算定方式(実績原価方式、ビル&キープ方式等)はどうあるべきか。
 - 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30(2018)年1月総務省策定。以下「裁定方針」という。)第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

※1 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」(令和3(2021)年9月)

※2 情報通信審議会答申「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」(令和7(2025)年2月)

取組の方向性

- 委員会における議論を踏まえた、今後の進め方は次ページのとおり。また、今後の進め方については、総論としては遅くともビル&キープ方式の原則化にあわせて接続料算定におけるLRIC方式の適用は廃止することについては、おおむね賛同が得られた一方で、今後検討すべき課題のうち、ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法及び裁定方針第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方については様々な意見が示された。今後は、今後の進め方及びそれに対する意見を踏まえ、検討を進めることが適当。

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方

今後の進め方

(1) ビル&キープ方式の原則化にあわせたLRIC方式の適用の廃止

- 加入電話の利用減少やメタル回線設備の維持限界により、2035年頃までにはメタル回線設備を利用した加入電話のサービスレベルの維持が困難となる「維持・縮退フェーズ」において、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備・技術を利用するというLRIC方式の前提は実態と乖離しつつあり、新たな設備更改が見込まれない状況においてLRIC方式はベンチマークとして機能せず、既にその役割は終えているとの意見が示された。
- 一方、LRIC方式を廃止した場合、
 - ① 接続料の原価算定において、メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通しが明らかでない
 - ② 音声接続料の事業者間協議における固定系非指定電気通信事業者にとってのベンチマークとしての役割が失われるといった懸念も示された。
- 「ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方」で述べたとおり、音声接続料についてビル&キープ方式の原則化を進めることとした場合、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則※¹として無くなり、上記①②の懸念は解消されると考えられることから、ビル&キープ方式の原則化にあわせて、接続料算定におけるLRIC方式の適用は廃止することが適当である。

(2) ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法

- ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、
 - ① 移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する
 - ② LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する
 - ③ ビル&キープ方式の原則化への円滑な移行を重視し、ガイドパスを設ける等の方法により移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていくといった対応案が考えられるが、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当である。
- なお、仮に移行期間において引き続きLRIC方式を適用することとした場合においても、時限的な措置であり、検討に係る費用対効果を考慮すると、LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当である。

(3) 裁定方針第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方

- 音声接続料についてビル&キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得し、又は負担すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的※²にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当である。
- その上で、例えば、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合については、第一種指定電気通信設備に係る認可接続約款に定める接続料を、移動系非指定電気通信事業者が提供するデータ伝送役務をMVNOである他事業者が卸役務等により利用する場合については、第二種指定電気通信設備に係る届出接続約款に定める接続料を、それぞれベンチマークとする等、LRIC方式に代わるベンチマークについて検討することが適当である。

※1： 構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象外としつつ、従来のようなトラフィックに基づくコストベースでの精算方法によらない定額方式やレベニューシェア方式等、全事業者による統一的な簡素な精算方法を想定。

※2： 前述のとおり、構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象外としつつ、従来のようなトラフィックに基づくコストベースでの精算方法によらない定額方式やレベニューシェア方式等、全事業者による統一的な簡素な精算方法を想定しているところ、精算方法次第では当事者が取得し、又は負担すべき金額について協議が整わず裁定の対象となる可能性がある。

メタル縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方

現状と課題

- ✓ メタル回線と光回線で共用している電柱等・土木設備に係る費用の扱いについては、平成25(2013)年のメタル研報告書※1を踏まえてケーブル長比から契約者数比へ配賦基準を見直したところであるが、令和7(2025)年9月、NTT東日本・西日本から、メタル設備を利用した加入電話等について令和17(2035)年を目途に光回線及びモバイル回線を用いたサービスへの移行を段階的に実施（メタル縮退）する方針が示されたことから、メタル回線の契約者数の大幅な減少に伴い現行の費用配賦の下で接続料に影響が生じる可能性がある。
- ✓ こうした事情を踏まえ、メタル縮退を踏まえた費用配賦の在り方について、事業者等からのヒアリングに基づき、以下の点について検討を行った。
 - メタル縮退の具体的な計画、メタル回線と光回線の契約者数の増減及び光回線のコスト増加の見通しはどうか
 - メタル回線と光回線の電柱等・土木設備に係る費用配賦について検討すべき事項があるか

※1メタル回線のコストの在り方に関する検討会「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成25(2013)年5月)

取組の方向性

- 各論点に対する事業者等からのヒアリングを踏まえ、下記のとおりフォローアップ項目を設定した上で、各項目に対する検討の時期等について取りまとめた。

【フォローアップ項目】

- ① メタルのみ・光のみ・双方利用の電柱・管路に係る情報開示の可否や時期
- ② ユーザの代替サービス移行計画を踏まえた各設備の移行・撤去等に関する方針や計画、費用に係る情報開示の可否や時期
- ③ 上記②を踏まえた加入光ファイバ接続料への影響（メタル・光の配賦比率の影響も含む）に係る情報開示の可否や時期
- ④ 設備管理運営費のうちメタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用に係る情報開示の可否や時期
- ⑤ 接続事業者等から提案された費用配賦の見直し案の合理性とその理由
- ⑥ 激変緩和措置の内容（接続料の上昇に上限値を設定する案は接続料の原則に照らして合理性があるか）とその理由
- ⑦ メタルサービス終了後のメタル関連費用の負担の在り方に対する考え方とその理由

①～④：対NTT東西

⑤～⑦：对各事業者

- メタルのみ・光のみ・双方利用の電柱・管路の状況（本数、線路長、メタルと光における添架状況の差異等）については、令和8(2026)年内目途でNTT東日本・西日本より説明を受け、事業者からの費用配賦見直しに係る提案のうち検討可能な提案について、設備の利用実態に着目した費用配賦の見直しの必要性を含めて検討することが適当。（フォローアップ項目①・⑤）
- 令和10(2028)年度頃に公表される予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画に基づく情報や、今後策定される予定のメタル設備の撤去計画等についてNTT東日本・西日本から説明を受けた後に事業者ヒアリングを行い、検討可能な項目から順次検討することが適当。（フォローアップ項目②・③・⑤・⑥）
- メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用（メタル回線設備の売却による損益を含む）については、実際のサービス移行やメタル設備の撤去が一定程度進捗し、具体的な費用や金額の規模感、固定資産除却費等の扱い等が明らかになった時点で、改めて検討することが適当。（フォローアップ項目④・⑦）

コア機能の外部事業者による S a a S 提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

現状と課題

- ✓ 仮想化・クラウド化の進展に伴い、通信機器ベンダーやクラウド事業者等の第三者が S a a S で提供するコア機能を電気通信事業者が利用することで、将来的に物理的な接続点が存在しない形で他社設備を利用するような形態等が進展するとともに、第三者によるコア機能の S a a S 提供に電気通信事業者が依存せざるを得ない状況が想定されることから、ネットワーク環境の変化を見据えた接続制度等の在り方に関する以下の点について検討を実施。
 - 仮想化・クラウド化の進展によるコア機能・アクセスネットワークに係る変化の状況や今後の見通しはどうか
 - 仮想化・クラウド化の進展に伴い、第三者によるコア機能の S a a S 提供に電気通信事業者が依存せざるを得ない状況になる場合や、コア機能の S a a S 提供が寡占化する場合、接続制度等の競争ルールについて見直すべき事項はあるか

取組の方向性

- ネットワークの仮想化やクラウド化の進展状況及び諸外国の規制の状況に関して、総務省において実施した調査の結果は以下のとおり。


○ 調査結果の概要


■ ネットワークの仮想化やクラウド化の進展状況

移動通信ネットワークにおける仮想化・クラウド化の形態について、①**ソフトウェア提供型**（通信設備ベンダーが提供する**5Gコアソフトウェア製品を電気通信事業者が自己運用**）、②**サービス提供型**（5Gコアを**クラウドマネージドサービス**で運用（**C N a a S** : Cloud Network as a Service）の2類型に整理。

■ 諸外国における規制の状況

諸外国における規制の状況に係る調査では、調査対象国はいずれも仮想化・クラウド化等のネットワーク環境の変化を踏まえた接続制度等の競争ルールに係る具体的な制度整備は行われていないものの、**E U 及び英国において、将来的な制度整備に向けた検討が行われていることを確認。**

 EUでは、**欧州委員会（EC）** に対して専門的な見地から助言等を行う**欧州電子通信規制者機関（BEREC）** が、2024年10月のレポートの中で**電気通信役務とクラウド等の融合が進む中、異なる事業者間の相互運用性確保のためのAPI開放の重要性**を指摘。同レポートでの指摘等を踏まえ、ECは、2026年1月に**Digital Networks Act（DNA）法案**を提出し、現在、立法審議中。

 英国では、**情報通信庁（Ofcom）** が、2023年10月に公表したクラウド市場調査レポートの中で、**事業者間の乗り換えに係る競争阻害要因を指摘**するとともに、**クラウド市場全体を対象とした競争政策上の対応**として、**競争・市場庁（CMA）**へ**詳細な市場調査を付託**。

- 同調査及び今回の委員会における議論を踏まえ、総務省において、引き続き諸外国における規制の動向等について把握に努めることに加えて、I P ネットワーク設備委員会等の**仮想化・クラウド化の進展に関する検討との連携を深めることが適当**。

5G（SA方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

現状と課題

- ✓ 5G（SA方式）におけるネットワークの機能開放については、①L3接続相当（サービス卸）、②L2接続相当、③ライトVMNO（スライス卸／API開放）、④フルVMNO（RANシェアリング）の4形態について、事業者間協議が行われている。
- ✓ このうち、②L2接続相当については、既にMNOは5G（SA方式）の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、早急に開放を進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当としている。
- ✓ また、③ライトVMNO、④フルVMNOは、スライシング等により5G（SA方式）ならではのサービスの実現を可能とするものであり、MNOにおいては、MVNOの具体的な要望を踏まえて技術的条件等の実現可能性の検討を行うことが適当としている。
- ✓ 事業者間協議に当たっては、MVNOにおいては、5G（SA方式）の機能開放により実現したいサービスの明確化を行い、MNO・MVNO双方で相互理解を深めるよう努めるとともに、MNOにおいて料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行うことにより、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当としている。
- ✓ 今般、事業者等からのヒアリングも踏まえ、以下の点について検討を行った。
 - 5G（SA方式）及びスライシングの提供状況
 - 5G（SA方式）におけるネットワークの機能開放の推進
 - スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方
 - その他検討すべき事項があるか。

取組の方向性

- フルMVNO方式のL2接続相当及び一部の事業者間で協議が行われているMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式について、MVNOガイドラインにおける判断基準を踏まえれば、事業者間協議の更なる促進を図る観点から、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当。
総務省においては、両方式について、その概要を示し、適当な名称を付した上で、それらをまとめて「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドライン改定案について、意見公募を行うことが適当。また、総務省においては、引き続き協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当。
- スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といったスライスの設定が可能になる際のデータ接続料の在り方について、今後、具体化に向けて引き続き検討することが適当。現在のデータ接続料の算定におけるMNOのスライシングサービスの提供に係るコストの扱いについても、必要に応じて検討することが適当。
- eSIM転送について、eSIMのみ利用可能な端末が増加していることを踏まえると、MNOとMVNOのイコールフットINGの観点からも、MNOのグループMVNOのみならず、希望するMVNOが利用可能となることが望ましいため、MNOにおいては、MVNOの要望を踏まえ、具体的に必要な対応等を検討することが適当。また、事業者間協議が進むよう、総務省においては、MVNOとの協議の状況についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当。
- 現在MNOが提供している衛星ダイレクト通信サービスについて、MNOにおいては、MVNOから要望があった場合には、協議に応じることを適当。

接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果（1 / 3）

加入光ファイバ接続料の算定方法

- 令和8(2026)年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について、以下のとおり対処方針を検討・整理。
- ⇒ ○ 予見性の確保に加え、乖離額調整の影響等を緩和して接続料水準を安定的なものとするため、5年を算定期間とした将来原価方式により算定を行うことが適当。
- 設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映するとともに、リスクフリーレートの予測に直近データを加味することで、接続料算定に用いる各種数値の客観性や事業者の予見可能性を確保し、将来原価方式を採用した場合の予測と実績の乖離を縮小する算定を行うことが適当。
- 適正な報酬の算定に用いるβ値は、前回（令和5(2023)年度）の再算定結果（ $\beta=0.566$ ）を維持することが適当。今後、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基にβ値を見直すことを含め、改めて検討することが適当。
- 算定期間の中間年度である3年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当。

卸電気通信役務の適正性（光サービス卸の検証）

- N T T 東日本・西日本の光サービス卸の「卸検証ガイドライン」に基づく検証及び特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況について、以下のとおり論点を整理。
- ⇒ ○ ガイドラインに基づく卸料金の検証について、N T T 東日本・西日本によるデータの開示や全卸先事業者へのアンケート等の取組は評価すべきであるが、同社は構成員や卸先事業者等からの指摘を踏まえた情報開示・説明を継続して進めることが重要。また、今後の卸料金の水準を注視し、前回の代替性検証時からの状況変化も踏まえ、必要に応じて検証ステップの見直しも含めて検証の方法を検討することが適当。
- 特定卸電気通信役務に関する規律について、現行の事業者間協議等の取組について事業者団体から一定の理解が得られており、現時点では追加的な制度的対応は不要だが、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や協議状況について継続して注視することが適当。
接続料相当額等の中長期での情報開示について、引き続きN T T 東日本・西日本において開示可能な代替的な情報を用いた説明等を通じて事業者間協議に取り組むことが適当。
営業コストに係る情報開示について、N T T 東日本・西日本は営業費相当額に係る情報も引き続き総務省に提供し、その結果を基に議論を行うとともに、開示すべき情報の範囲についても継続的に検討を行うことが適当。

接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果（2 / 3）

モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証

- 接続料算定等に関する研究会第九次報告書でとりまとめられた検証項目に従い、空中線設備の追加検証を実施。具体的には、MNO 3社の①タイプ別基地局数、②直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額、③基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い、④空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い、⑤ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い、⑥回線数比の算出方法及びIoT回線の増加による回線数比への影響等を確認した。
- 検証の結果、各社の空中線設備に占める鉄塔等とアンテナ等の構成比率の格差の原因は必ずしもはっきりとしなかったが、ネットワーク資産額比の算出時のリース資産の扱い及び回線数の算出方法について、MNO 3社間で違いがあることが確認された。（各社の回線数比の算出方法は、①モバイル固定電話を考慮するか、②データ通信が利用できない契約回線を「音声専用」とするか「音声+データ」とするか、③データ通信とSMSが利用できる契約回線を「データ専用」とするか「音声+データ」とするか、④期首、期末の回線数を平均するか、といった点で違いがあることが確認された。）
- ネットワーク資産額比の算出時のリース資産の扱いについては、ネットワーク資産額比の算出にリース資産を含めるように見直すことが適当。回線数比の算出方法については可能な限り統一することが望ましいため、まずは、2025年度以降の接続会計において、報告規則ベース（モバイル網固定電話は含めない、データ通信が利用できない携帯電話回線は「音声+データ」とカウント、データ通信とSMSが利用できる携帯電話回線であっても「データ専用」に含める）、期首・期末の回線数を平均し、稼働回線数で算出することで統一することが適当。その上で、空中線設備の配賦方法については、回線数比からトラヒック比へ見直すことも含め、ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当。

接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果（3 / 3）

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証

- MNOとMVNOとの間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認することを目的として、令和4(2022)年度より、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づき、検証を実施している。
- 本WG第4回会合において、①MNOとMVNOとの料金の近接状況、②MVNOからの具体的な課題に基づく検証要望の有無、③検証の合理性の有無、及び前回検証対象サービス等については前回検証時からの状況変化の有無を確認し、以下のとおり今次検証対象サービス等を選定した。

事業者	ブランド等	データ容量	サービス等	備考
NTTドコモ	ドコモ	4GB	ドコモ mini	令和7(2025)年6月5日より提供開始
KDDI	povo2.0	360GB /365日	データ追加360GB(365日間)	-
ソフトバンク	Y!mobile	30GB (+5GB)	シンプル3 Mプラン	令和7(2025)年9月25日より提供開始

- 今次検証の対象に選定されたサービス等について、各社で検証を実施したところ、全ての検証対象サービス等について利用者料金による収入と接続料等の費用の差分が営業費相当額を下回らないことが確認された。

長期増分費用（LRIC）モデルの入力値の見直し等

- LRICモデルの入力値については、情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」（令和3(2021)年9月）において、通信量については「令和3(2021)年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当」、通信量以外の入力値については「令和3(2021)年度までに引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」としている。
- これを踏まえ、本WGにおいて、LRIC方式に基づく令和8(2026)年度の接続料算定に用いる入力値を見直した。
- なお、令和8(2026)年度の接続料について、令和8(2026)年1月、NTT東日本・西日本より、LRIC方式等により算定した組合せ適用接続機能の接続料を含む接続約款の変更認可申請がなされ、情報通信行政・郵政行政審議会における審議を経て、同年3月に認可した。

モバイル接続料の検証について

- 2025年度に届出が行われた接続料について、総務省において実施した検証結果を踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要があると思われる事項について、MNO 3社及び一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会等にヒアリングを実施し、議論を行った。主な検討結果は以下のとおり。

(予測値の算定方法)

- 予測接続料が前年度予測を大きく上回るような場合、基本的にはその前段として精算接続料が予測接続料を上回ることが想定されることから、MNO及びMVNOは、まずはMVNOガイドラインの記載も踏まえ精算接続料に係る措置について協議し、その後、必要に応じて予測接続料に係る措置について検討することが適当。
その場合であっても、予測接続料に係る措置については、予測接続料を「複数年度で平準化」した場合、接続料の上昇が継続する局面では雪だるま式に後年度の予測接続料が上昇するおそれがあること、MVNOの契約帯域等に変動があった場合にMVNO間の公平性に課題があると考えられること、最終的には精算接続料で精算を行うこと等を踏まえて、上述の精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置に係るMVNOガイドラインの記載も参考に、慎重に検討することが適当。
- 予測接続料が前年度予測を大きく上回るような場合、基本的にはその前段として精算接続料が予測接続料を上回ることが想定されることから、MNOは、まずはMVNOガイドラインの記載も踏まえ、MVNOとの個別対応の中で、精算接続料における予測と実績の乖離の理由について、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。その上で、予測接続料における予測と実績の乖離の理由についても、精算接続料における予測と実績の乖離に係る情報提供と同様の対応を行うことが望ましい。
- MNOにおいては、2027年2月の予測接続料の届出や2026年度接続会計の提出・公表の時点で、2026年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなる場合には、予めMVNOに情報提供を行うことが望ましい。

(原価及び利潤)

- 接続料原価抽出の3ステップのうち、ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、空中線設備の配賦方法については、将来的に回線数比からトラフィック比へ見直すことを含め、ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当。ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要。
- MNO各社の衛星直接通信の開始により、SMS接続料や音声接続料原価に衛星コストが算入される可能性がある点について、差し当たりSMS接続料について、衛星直接通信に係るコストの算入についての考え方をMNO 3社間で統一することが適当。まずは、事業者間で協議を行い、2027年3月の接続料届出までに一定の結論を得ることが適当。

(需要)

- 一部の事業者において「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差が拡大している点については、事業者からの説明を踏まえると、現時点で恣意的な運用がなされているとまでは確認できないが、引き続き状況を注視することが適当。

(その他)

- 費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況について、2025年度に届出のあった音声接続料は費用配賦見直しの激変緩和措置が終了した影響もあり低減している一方で、音声卸料金については一部の事業者は現時点では見直しが行われていない状況。引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当。
- IMS接続の協議状況について、一部MVNOから、MNOから提示された料金に関し透明性の観点から課題があるとの指摘があった点について、これがMNOからMVNOに対する卸電気通信役務の提供によるものか、事業者間接続によるものか不明であるが、まずは引き続き協議を行うことが適当。
- 一部MNOから、接続料届出に係る各種報告物について、事業者の報告稼働及び総務省の確認稼働等削減を目的とした効率化の検討を要望があった点について、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当。